

理事長選考会議規程

令和3年2月2日 理事長会議決定

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第11条第1項に規定する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 静岡県公立大学法人が設置する大学の学長となる理事長（以下「理事長」という。）の選考に関する事項
- (2) 理事長の任期に関する事項
- (3) 理事長の解任に関する事項
- (4) その他理事長の選考に関し必要な事項

(委員の任期等)

第3条 選考会議の構成員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任されることのできる。

- 2 委員が、当該委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会（以下「審議会」という。）の委員でなくなったとき、又は理事長の候補者になったときは、委員としての身分を失う。
- 3 前項の場合又は事故その他の事由により委員に欠員を生じた場合は、欠員となった委員を選出した審議会において、補欠の委員を速やかに選出するものとする。
- 4 前項に規定する補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 選考会議は、第2条各号に掲げる事項について審議する必要が生じた場合に、議長が招集する。

- 2 議長は、委員の過半数から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときは、選考会議を招集しなければならない。
- 3 議長は、前2項の規定により選考会議を招集するときは、開催の1週間前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

(議事)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、議長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、理事長の解任に係る議事は、議長を含む出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 3 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 選考会議の事務は、法人事務局法人経営室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年2月2日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この規程の施行の際に現に委員である者の委員としての任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。